# 任意電子開示手続(大量保有報告書関係) に係る政令及び内閣府令の整備について

## 1 経 緯

EDINET による提出・縦覧手続は、平成 13 年 6 月 1 日から有価証券報告書等、平成 14 年 6 月 1 日から有価証券届出書、公開買付届出書等が対象とされているが、これに続き、平成 15 年 6 月 1 日からその対象を大量保有報告書等に拡大して適用するため、政令及び内閣府令の整備を行う。

#### (参考)適用時期

		\ <del></del>		_	n+		нп	
		適		用	時		期	
開示書類等	H13,	<b>(注)</b> H14/6/1から H15/6/1まで の政令で定める日			H16/6/1			
【電子開示手続】 (流通開示手続)								
有価証券報告書 半期報告書 等	書面による			任	意			原則適用
【電子開示手続】 (流通開示手続以外)								
有価証券届出書 公開買付届出書 等	書面に	よる			任	意		原則適用
【任意電子開示手続】								
有価証券通知書 等	書面に	よる				任	意	
【任意電子開示手続】								
大量保有報告書 等		書面に	よる				任	意

(備考) は今回対象となる開示書類である。

(注) 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令(案)において、平成15年6月1日とする旨を規定。

## 2 政令の改正の概要

### 証券取引法施行令の一部を改正する政令(案)

開示用電子情報処理組織を使用して行うことができる任意電子開示手続に大量保有報告書、変更報告書等に係る手続を追加する(=有価証券通知書、発行登録通知書等に係る手続に限定している現行規定を削除する)。

金融庁長官の権限について以下のとおり委任する。

「磁気ディスクによる提出の承認の権限」及び「磁気ディスクの提出のための申請 書面又は磁気ディスクの受理の権限」のうち、

- a 大量保有報告書、変更報告書及び基準日の届出書面に係るもの
  - ・ 居住者 本店所在地の所管財務(支)局長
  - · 非居住者 関東財務局長
- b 大量保有報告書及び変更報告書の変更報告書に係るもの 当該大量保有報告書及び変更報告書が提出された財務(支)局長

その他規定の整備

平成 15 年 6 月 1 日施行予定

証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置 に関する政令の一部を改正する政令(案)

開示用電子情報処理組織を使用して任意電子開示手続のうち大量保有報告書、変更報告書及び基準日の届出書面に係る手続を行うことができる政令で定める日を平成15年6月1日とする。

その他規定の整備

## 3 内閣府令の改正の概要

#### 株式等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)

大量保有報告書、変更報告書及び基準日の届出書の様式を EDINET に対応し、かつ、書面による提出にも対応できるものに改正する。

(注)改正する様式は「別紙2」参照。

その他規定の整備

平成15年6月1日施行予定